附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令和二年七月までの間は、この省令による改正後の規則第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十六条の四第六号及び第二十二条の三第一号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　評価療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。以下この号において同じ。）及び患者申出療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下この号において同じ。）を行い、評価療養に係る相談に応じ、並びに患者申出療養の申出に係る意見（健康保険法第六十三条第四項に規定する意見書に係る意見をいう。以下この号において同じ。）を述べるための次に掲げる体制を確保すること。 イ　評価療養及び患者申出療養を行い、評価療養に係る相談に応じ、並びに患者申出療養の申出に係る意見を述べるための業務を行う者を配置すること。 ロ　評価療養及び患者申出療養を行い、評価療養に係る相談に応じ、並びに患者申出療養の申出に係る意見を述べるための業務に関する規程及び手順書を定めること。	**第九条の二十五**　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） （新設）
第二十二条の六　法第二十二条の三第一号の規定による臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。 一　（略） 二　薬剤師　五以上 三　看護師　十以上 四　専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者　二十四以上 五　（略） 六　専任の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者　二以上 七　（略） 2　小児疾患、神経疾患その他の臨床研究の実施に際し疾患に応じた体制の整備を要する疾患に係る臨床研究の実施の中核的な役割を担う臨床研究中核病院に関する前項第四号の規定の適用については、同号中「二十四」とあるのは、「十二」とする。	**第二十二条の六**　法第二十二条の三第一号の規定による臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。 一　（略） 二　薬剤師　十以上 三　看護師　十五以上 四　専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者　十二以上 五　（略） 六　専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者　二以上 七　（略） （新設）